

平成29年度における中部地区の下請法の運用状況等について

平成30年6月14日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者7,600名（製造委託等^(注1)5,511名、役務委託等^(注2)2,089名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者46,800名（製造委託等37,662名、役務委託等9,138名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	中 部	全 国	中 部
平成29年度		60,000	7,600	300,000	46,800
	製造委託等	38,680	5,511	208,513	37,662
	役務委託等	21,320	2,089	91,487	9,138
平成28年度		39,150	4,940	214,500	33,500
	製造委託等	25,696	3,596	151,912	26,970
	役務委託等	13,454	1,344	62,588	6,530
平成27年度		39,101	4,940	214,000	32,897
	製造委託等	26,559	3,737	151,499	26,029
	役務委託等	12,542	1,203	62,501	6,868

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は695件（製造委託等552件、役務委託等143件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った書面調査によるものが690件（製造委託等549件、役務委託等141件）、下請事業者等からの申告によるものが5件（製造委託等3件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は699件（製造委託等555件、役務委託等144件）であり、このうち、698件（製造委託等554件、役務委託等144件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告	指導	小計		
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	中部	690	5	0	695	0	698	698	1	699
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	中部	549	3	0	552	0	554	554	1	555
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	中部	141	2	0	143	0	144	144	0	144
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	中部	693	14	0	707	0	692	692	11	703
製造委託等	全国	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	中部	542	10	0	552	0	541	541	8	549
役務委託等	全国	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	中部	151	4	0	155	0	151	151	3	154
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	中部	642	12	0	654	0	646	646	11	657
製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
	中部	496	9	0	505	0	498	498	9	507
役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
	中部	146	3	0	149	0	148	148	2	150

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反の行為類型別にみると、合計で1,212件となっており、このうち、製造委託等に係るものが977件、役務委託等に係るものが235件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は608件で、類型別件数の合計1,212件の50.2%となっている。このうち、製造委託等に

係るものは479件、役務委託等に係るものは129件となっている。

ウ 実体規定違反（下請法第4条違反）は604件（類型別件数の合計の49.8%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が244件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の40.4%）、②買ったたきが180件（同29.8%）、③下請代金の減額が77件（同12.7%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は498件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が190件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の38.2%）、②買ったたきが151件（同30.3%）、③下請代金の減額が65件（同13.1%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は106件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が54件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の50.9%）、②買ったたきが29件（同27.4%）、③下請代金の減額が12件（同11.3%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反											合計		
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置		小計	
平成29年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749	
	中部	553	55	608	0	244	77	3	180	11	8	48	28	5	0	604	1,212	
	製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
		中部	444	35	479	0	190	65	3	151	7	8	48	24	2	0	498	977
	役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
		中部	109	20	129	0	54	12	0	29	4	0	0	4	3	0	106	235
	平成28年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250
		中部	544	70	614	1	288	66	2	138	10	5	53	19	8	0	590	1,204
製造委託等		全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
		中部	437	56	493	0	220	56	2	116	7	5	52	15	7	0	480	973
役務委託等		全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
		中部	107	14	121	1	68	10	0	22	3	0	1	4	1	0	110	231
平成27年度		全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674
		中部	500	44	544	1	298	43	1	60	1	4	40	17	3	0	468	1,012
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		中部	394	32	426	1	224	33	1	53	1	4	40	15	2	0	374	800
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		中部	106	12	118	0	74	10	0	7	0	0	0	2	1	0	94	212

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成29年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者18名^(注)から、下請事業者453名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額4555万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者6名から、下請事業者244名に対し、976万円が返還された（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
平成29年度	全国	140名	7,659名	16億7800万円
	中部	6名	244名	976万円
平成28年度	全国	131名	4,060名	18億4452万円
	中部	10名	1,070名	1億7729万円
平成27年度	全国	93名	4,405名	7億7050万円
	中部	6名	154名	674万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者10名から、下請事業者200名に対し、3571万円の遅延利息及び未払金が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息及び未払金の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成29年度	全国	138名	3,015名	1億9675万円
	中部	10名	200名	3571万円
平成28年度	全国	144名	2,076名	6958万円
	中部	5名	96名	129万円
平成27年度	全国	124名	2,857名	3億2691万円
	中部	2名	4名	414万円

ウ 購入等強制事件においては、親事業者1名から、下請事業者8名に対し、5万円相当が返還された（第6表参照）。

第6表 購入等強制事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成29年度	全国	2名	10名	6万円
	中部	1名	8名	5万円
平成28年度	全国	7名	221名	2359万円
	中部	—	—	—
平成27年度	全国	1名	199名	25万円
	中部	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

エ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、1万円相当が返還された（第7表参照）。

第7表 返品事件における返品分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
平成 29 年度	全国	11 名	107 名	360 万円
	中部	1 名	1 名	1 万円
平成 28 年度	全国	2 名	17 名	3 億 3957 万円
	中部	—	—	—
平成 27 年度	全国	7 名	161 名	1 億 7896 万円
	中部	1 名	13 名	74 万円

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

平成 29 年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成 29 年度においては、中部事務所では6回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成 29 年度においては、中部事務所では中部経済産業局等と共同して、当該講習会を 6 県 7 会場（うち公正取引委員会主催分 3 県 3 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 29 年度においては、中部事務所では 1,008 件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 29 年度においては、中部事務所では 9 か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 29 年度における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は 20 名である。

平成 29 年度においては、5 月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 29 年度においては、中部事務所では事業者団体等へ 19 回講師を派遣した。

平成29年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 消防設備点検業務を下請事業者へ委託しているA社は、半年ごとに下請事業者から請求書を提出させ、翌月末日に半年分まとめて支払を行うという支払制度を採っているため、下請代金を、当該点検業務の提供を受けた日から60日以内に支払っていなかった。
- ② 設計図の作成を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 家具用資材の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者に対し、「協力費」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 農業用資材の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 返品（第4条第1項第4号）

- ① 調味料の製造を下請事業者へ委託しているE社は、賞味期限が近づいたことを理由に、当該調味料の在庫を返品していた。
- ② 住宅用建材の製造を下請事業者へ委託しているF社は、取引先の都合により仕様が変更となったことを理由に、当該住宅用建材を返品していた。

4 買ったたき（第4条第1項第5号）

- 衛生関係機器の修理を下請事業者へ委託しているG社は、従来の発注単価から一律に一定率引き下げる方法で一方向的に下請代金の額を定めていた。

5 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- ① 結婚式の司会進行を下請事業者へ委託しているH社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の販売するお節料理を購入させていた。
- ② 広告物のデザインの作成を下請事業者へ委託しているI社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、広告主から購入したディナーショーチケットを購入させていた。

6 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- ① 食料品の加工を下請事業者へ委託しているJ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。
- ② 鉄鋼材の加工を下請事業者へ委託しているK社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

7 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 工業炉の製造を下請事業者へ委託しているL社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（134日）を交付していた。

8 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ① 結婚式の写真撮影を下請事業者へ委託しているM社は、下請事業者に対し、自社が開催するイベントの「出展料」と称して下請事業者の利益との関係が明らかでない一定額の金銭を提供させていた。
- ② 自動車用部品の製造を下請事業者へ委託しているN社は、下請事業者に対し、見本品を無償で提供させていた。